



# 職質指導班だより

令和3年3月12日

1 年 保 存  
令和5年3月31日まで

No. 142

地 域 指 導 課  
職 務 質 問 指 導 室

職質対象者を、容姿(髪型等)や服装など

外見だけで選別していませんか！

不用意な言動はトラブルのもとです！



近年、人種や国籍、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）等に対する偏見や差別が世界的に問題となっています。安易に外見のみで職務質問を実施した場合、「差別を受けた」などの抗議を受ける場合があります、大きな社会問題に発展する可能性があります。

不審点は  
なんですか？  
合理的な理由は  
ありますか？



◎不審点として(例)

警察官を見て

・顔をそむける ・急に反転する

など

容姿(髪型等)、服装だけでは、職務質問の合理的な理由とはなりません。

本だよりに関する連絡先・・・ K

配布先 方面本部 ～ 本部長、副本部長、地域担当管理官、同警部、同主任

警 察 署 ～ 署長、副署長、地域課長、課長代理、職務質問技能指導員、同準指導員

関係各隊 ～ 隊長、副隊長、職務質問技能指導員、同準指導員